

徹底討論、決断そして実行

地方主権の国 ドイツ

片木 淳【著】

●A5判・定価3,200円(本体3,048円+税)送料340円

※定価は5%税込価格です。

三位一体改革、連邦制—地方分権改革の未来形がドイツにある!—

- ◎東西ドイツ統一後の疲弊に苦しみながらも、ドイツの連邦参議院、州、市町村において、いかに制度改革が論じられ、「地方主権の国」が実現されているかを検証!
- ◎国の体制から各州の立法・行政・司法制度、税・財政・公務員制度、地方自治まで、連邦国家ドイツの現在のシステムをすべて解説!
- ◎併せて、ドイツ全16州の横顔をコラムで紹介!

著者略歴

片木 淳(かたぎ・じゅん)

昭和22年 大阪府泉南市生まれ
46年 東京大学法学部卒業
同年 自治省入省、以後京都府、鹿児島県等に勤務
56年~臨時行政調査会
58年~ジェットロ・デュッセルドルフ・センター
61年~高知県、北海道、大阪府の総務部長、自治省選挙部長、消防庁次長、公営企業金融公庫理事等を勤める。
平成15年4月より 早稲田大学大学院教授

はじめに(より)

本書は、わが国における地方分権改革の一層の推進に資するため、わが国地方自治の現状と問題点を念頭に置きつつ、ドイツの連邦国家体制について、その精神、制度、運用の全般にわたって多面的な論述を試みようとするものである。

今日、わが国の政治、行政、経済等は、戦後五〇年を経て「制度疲労」を引き起こし、特に、バブル崩壊後、様々な分野で停滞、混乱、いきづまりが指摘されている。しかも、「失われた一〇年」などといわれながら、現在に至ってもなお、はつきりとした解決の兆しすら見えていない状況である。そこで、このような「閉塞状況」の打破のため、従来の枠に促われない、抜本的な「構造改革」(地方分権改革の推進もその一つであるが)を果敢に断行していくべきことが求められている。

「いきづまり」とい、「閉塞状況」というが、大体、世の中の問題には、原因がある。「なぜこうなったのか」という原因を解明し、それに応じた手を打ってあげれば、いかなる難問といえども、本来解決するはずのものである。要は、問題の原因を解明し、対策を考え出す一定レベルの知性・論理力と、これを関係者で実行に移していく広い意味での政治的実行力があるかどうかということに尽きるのである。

この点、ドイツ人のやり口は、見事と言うほかない。アリストテレス以来、ヨーロッパ人が論理力に長けているのは周知の事実であるが、これに加えてドイツには、「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である」(ヘーゲル)という理性尊重の伝統が脈々と流れており、その理性の力で明日の現実を切り開いていくとすることなのである。

また、論理力を働かせて問題を究明するためにも、その対策をみんなで協力して実行していくためにも、お互いの間で議論を重ねることが非常に重要である。「三人よれば文殊の知恵」、事実の真相に肉迫するとともに、議論を通じて合意形成も行われていくからである。

ドイツには、政党政治の軸のほかに、本書のテーマである連邦主義という大きな軸が存在する。政党の枠を超えて、連邦主義に立脚した主張が通っていくこともしばしば見られるのである。加えて、前述のとおり理性に基づく「論理」を大事にするお国柄であるから、少数政党の主張であっても、筋の通った事は無視できない。議会における論戦の内容如何でその結論が異なってくる可能性があることから、議論そのものが面白く、かつ、活発になつていくのである。

そこで、本書の記述にあたっては、単にドイツ連邦国家体制の仕組みの解説にとどまらず、できるだけ、制度、運用をめぐる論議を具体的に紹介しよう努めた。東西ドイツ統一の後遺症もあり、ドイツの現状にも非常に厳しいものがあるのは、事実である。しかしながら、ドイツは、国、地方あげて、問題の究明と活発な議論により、課題解決に向かって果敢に挑戦しているように見受けられる。

本書が、それらについてある程度の臨場感をもって紹介することができ、わが国における「閉塞状況」の打破と地方分権改革の推進に、少しでも寄与することができれば幸いである。

ぎょうせい

はじめに

第1章 たくましいドイツの各州政府

— 独立の気概と高い政策能力 —

【論争】 連邦参議院 国際テロ対策をめぐって

第1節 日本の都道府県と同程度の規模のドイツの一六州

第2節 無党派首相が選ばれないドイツの州制度

第3節 司法・警察までも握るドイツの州政府

【各州の横顔】 シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州

第2章 政策論争を挑む州政府

— 世界情勢を滔々と語る州知事 —

【論争】 中小企業を敵視する連邦政府の政策

第1節 連邦法の執行は州の固有事務

第2節 分権化される州の行政機関

【各州の横顔】 ノルドライン・ヴェストファーレン州

第3章 徹底的に議論し、追及する州議会

— 野党を重要視する州憲法と州議会 —

【論争】 赤赤政権の州政府労働大臣は辞任せよ！

第1節 州の成立と州憲法

第2節 州議会

【各州の横顔】 バーデン・ヴュルテムベルク州／ニーダー・ザクセン州

第4章 ドイツ政治を動かす連邦参議院

【論争】 連邦参議院、入国管理法案を僅差で可決

第1節 連邦参議院の歴史

第2節 連邦参議院の同意なしには成立しない連邦法

第3節 各州の首相、大臣等からなる連邦参議院

【各州の横顔】 ヘッセン州

第5章 州が基本 地方主権の国ドイツ

— 立法・行政・司法の権限配分 —

【論争】 ゲーテの地方分権論

第1節 連邦参議院がチェックする連邦の立法権限

第2節 連邦法の執行は州の行政権限

第3節 司法権も原則として州に帰属

【各州の横顔】 ブランデンブルク州

第6章 活躍する地方の政治家とドイツの公務員制度

— 典型的公務員とは？ 州公務員補償法の改正をめぐって —

第1節 政治的人材の活用 — 歴代連邦首相はすべて州首相等経験者 —

第2節 連邦、州および市町村の公務員

— 公務員の処遇は団体交渉で決定、官吏以外は争議権も —

【各州の横顔】 チューリンゲン州

第7章 各州の独立を支える税制

— 所得税、法人税、売上税は連邦と州の共同税 —

【論争】 増税をめぐり続く論争

第1節 連邦参議院がチェックする連邦の租税立法

第2節 ドイツの税金 — 州の取り分が増加する共同税 —

第3節 税務行政における連邦と州の関係 — 税務署は、州の組織 —

【各州の横顔】 ザクセン州／ラインラント・プファルツ州

第8章 各州の独立を支える財政制度

— 明確な財政負担原則 —

【論争】 連邦政府の誤る財政政策を正す

第1節 財政援助は例外的に — 費用分担の原則 —

第2節 連邦を通さない州間財政調整

【各州の横顔】 バイエルン州／ザクセン・アンハルト州

第9章 ハンザ同盟の伝統を伝える都市州

— 連邦制における都市州の役割 —

第1節 統一されたドイツの首都ベルリン

第2節 二市からなる最小州ブレーメン

第3節 市民参加の伝統ハンブルク

【各州の横顔】 ベルリン／フレイメン／ハンブルク

第10章 物申すドイツの地方自治

— ドイツ都市会議の活動成果 —

第1節 補完原則の歴史を誇るドイツの地方自治

第2節 国や政党に愛想をつかした国民と地方自治

第3節 全権限性の原則により高権を認められた市町村

第4節 自治事務、委任事務からなる市町村の事務

第5節 住民自治の進む市町村の組織

第6節 安易に合併に走らない地方制度

【各州の横顔】 ザールラント州

第11章 時代の最先端を行く連邦制

— 連邦参議院の使命はなにか —

第1節 市民生活にとけ込む連邦制

第2節 連邦制の利害得失

第3節 時代の最先端を行く連邦制

【各州の横顔】 メクレンブルク・フォアポメルン州

資料

参考文献等

おわりに

索引

キリトリ線

申込書

地方主権の国ドイツ——徹底討論、決断そして実行——

部

A5判・定価3,200円(本体3,048円+税)送料340円 ※定価は5%税込価格です。

上記のとおり申し込みます。

平成 年 月 日

住所 (〒 —)

氏名

印

☎



株式会社 ぎょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 ☎104-0061
 本部 東京都杉並区荻窪4-30-16 ☎167-8088
 電話 (03) 5349-6662・6666 FAX (03) 5349-6677
 URL : http://www.gyosei.co.jp

●取扱者

(H15.6)

ISBN4-324-07082-2

コード 5106517-00-000 地方主権ドイツ

徹底討論、
決断
そして実行

地方主権の国
ドイツ

片木 淳

地方自治